

令和6年度第12回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和7年3月24日（月）

16時00分～17時00分

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 令和7年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 令和7年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 令和7年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて
- 日程第8 議案第5号 滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
- 日程第9 事務報告1 滝沢市議会定例会3月会議について

教育長事務報告書

令和7年3月24日

月 日	曜	事 項	場 所
2月26日	水	第2回特別支援教育巡回相談推進会議	庁内
2月27日	木	第2回市立学校衛生委員会	庁内
2月28日	金	睦大学修了式	滝沢ふるさと交流館
3月1日	土	エムズスポーツクラブ南一輝選手を囲む会	雫石町 「道の駅雫石あねっこ」
3月2日	日	公益財団法人市体育協会創立70周年記念講演会	ビッグルーフ滝沢
3月3日	月	市議会3月会議(代表質問)	庁内
3月4日	火	自衛隊盛岡募集案内所所長訪問	庁内
3月7日	金	臨時校長会議	庁内
〃	〃	本宮ブラック・シャークス全国大会出場にかかる市長表敬訪問	庁内
3月10日	月	姥屋敷地区学校教育の在り方地域懇談会	姥屋敷多目的センター
3月12日	水	第3回市総合計画審議会	盛岡大学
3月13日	木	市内小中学校卒業証書授与式	滝沢南中学校
3月14日	金	予算決算常任委員会(総括)	庁内
〃	〃	第6回人事異動等調整会議	盛岡市「サンセール盛岡」
3月18日	火	国立岩手山青少年交流の家 運営協議会	盛岡市「中央公民館」
〃	〃	派遣職員帰庁報告会	庁内
3月19日	水	市内小学校卒業証書授与式	鵜飼小学校
〃	〃	市議会3月会議(議案審議)	庁内
3月23日	日	田村神社のスギ整備に係る神事	田村神社
3月24日	月	派遣職員辞令交付式	庁内
〃	〃	教職員定期人事異動辞令交付式及び感謝状贈呈式	庁内
〃	〃	第12回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和7年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて

令和7年度滝沢市学校教育指導方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和7年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市の学校教育目標である「明るく かしこく たくましい子ども」の育成のため、令和7年度滝沢市学校教育指導方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝沢の教育

1 めざす学校像

「正義」と「信頼」の学校

(1) 「正義」が通る学校づくり

学校生活にとって最も大事なことは、子どもたちが安心して、生き生きと生活が送られるような学校・学級づくりをすることです。そのためには、正しいことが正しいと堂々と言える正義が通る学校づくりが大切です。

学校生活において、子どもたちは人間関係を学ぶとともに、人を傷つけるような言葉を発したりすることなどから様々なトラブルが生じます。その時々には、**教員自身が正義の言葉をもってきちんと気づかせること、正義の姿勢を示すこと**が大切です。人格まで傷つけるようなことを子どもが言ったとき、絶対に許さないという毅然とした姿勢を教員が示し、子どもに気づかせることが重要です。

(2) 「信頼」される学校づくり

「正義」が通る学校の実現のためには、**教員が、児童生徒、保護者、地域から「信頼」されること**が必要であり、教員と児童生徒、教員と保護者が互いに信頼し合い、地域と一緒にあって取り組むことが大切です。

保護者が学校に対して、対立の関係でなく、保護者が学校と相談する関係を築いていくこと、**子どものためという視点で話を進め、常に一緒になって考えていくという信頼し合う関係**が築かれるような学校づくりが大切です。

2 めざす教育

滝沢市の学校教育目標は「明るく かしこく たくましい子ども」の育成です。この実現を目指し、次の3つの項目について事業を展開しております。

- 1 「確かな学力を育む教育の推進」
- 2 「豊かな人間性や社会性の育成」
- 3 「健康・安全活動の推進」

本年度、これら3つの項目について、様々な事業を展開して参ります。1「確かな学力を育む教育の推進」では、小学校・中学校へのALTの定期的訪問指導、中学校区ごとに進める滝沢市小・中**ジョイントアップ・スクール事業**、盛岡大学・岩手県立大学との連携による**ラーニング・サポーター・プロジェクト**、**特別支援教育支援員配置事業**を継続するとともに、本年度から、岩手県立大学生による「NPO 法人 IRC プロジェクト」と連携し、**小学校プログラミング教育推進事業**を実施します。また、NRT検査等の結果を生かし、「わかる授業」の実現を目指していきます。2「豊かな人間性や社会性の育成」では、**滝沢魅力学**の取組、復興教育充実の観点から滝沢市小中学校**復興教育支援事業**を実施するとともに、総合的な学習の時間推進事業、フレンド滝沢における支援を推進します。また、滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針のもとに、**滝沢市いじめ防止等対策協議会**を開催し、いじめ防止について総合的な対策を推進します。3「健康・安全活動の推進」では、関係各課と連携して通学路の安全点検、**地域ぐるみの学校安全体制整備事業**でのスクールガードによる不審者対策の活動を継続して実施します。

本市では、各校において創意工夫ある教育活動が進められていると捉えておりますが、事業の推進に当たりましては、学校、家庭、地域そして教育委員会が一体となり、連携を深めながら「明るく かしこく たくましい子ども」の育成に努めていきたいと思っておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

I 教育目標・基本計画・指導方針

1 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心をもち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

2 第2次滝沢市総合計画 前期基本計画

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、「第2次滝沢市総合計画前期基本計画」の政策「学びにより充実した人生を送ることができるまち」に基づいて施策・事業を推進する。

政策6 学びにより充実した人生を送ることができるまち

前期基本計画期間内の取組

- ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 郷土を愛する児童生徒を育む「滝沢魅力学」の推進
- 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進
- 「滝沢市部活動ガイドライン」に基づく適切な部活動の推進

1 確かな学力を育む教育の推進

【施策を構成する主な事業】

- 小中教育振興事業（ジョイントアップ・スクール事業）、授業力向上のための学校訪問等事務
- 学力向上・指導力向上事業、実践的指導力向上のための各種研修会開催事務
- ラーニング・サポーター・プロジェクト事業、学校司書設置事業、国際理解推進事業
- 小学校プログラミング教育推進事業

2 豊かな人間性や社会性の育成

【施策を構成する主な事業】

- 総合的な学習の時間推進事業、滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業、医療的ケアのための看護師配置事業
- 学校教育指導事業、不登校児童生徒解消対策事業
- 中学校における部活動指導員配置事業

3 健康・安全活動の推進

【施策を構成する主な事業】

- 学校保健事業
- 学校医等設置事務
- 学校安全体制整備推進事業

◆滝沢市が目指す教育の実現状況

施策に関する目標指標は次のとおりです。

指 標		基準値 R6	目標値 R7
全国学力・ 学習状況調査	5年生までに受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた児童の割合（小学校） 単位%以上	80.6	81
児童生徒 質問紙調査	1、2年生の時に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた生徒の割合（中学校） 単位%以上	81.7	87

3 滝沢市学校教育指導方針

【1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) ICT機器を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。
- (2) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を推進する「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の「生きる力」を育成する。
- (3) 市内にある盛岡大学・岩手県立大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまずきの解消や学習意欲の向上を図る。
- (4) 岩手県立大学との連携により、専門的な知識を有する大学生及びNPO法人を市内全小学校に派遣、プログラミング教育を実施し、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力及び論理的思考力を育成する。
- (5) 「学校司書設置事業」を実施することで、市内全小学校における読書環境を整え、学習の基盤となる資質・能力である「言語能力」「情報活用能力」の向上を図る。
- (6) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが訪問指導を行うことで、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校における外国語・外国語活動の実施に伴いALTによる小学校訪問を充実させる。
- (7) 「報われるテスト」の実施や家庭学習と連動した学習活動を実施するとともに、小中連携により「小学校復習プリント」の活用や各校の家庭学習の充実を図る。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 市指定研究として、姥屋敷小・中学校と柳沢小・中学校の公開研究会を開催し、複式指導による授業や中学校の教科担任による乗り入れ授業等、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて、小中連携の研究成果を普及する。
- (2) 全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、NRT検査等を有効に活用して、学力の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のCAPDサイクルの構築を図る。
- (3) 児童生徒の一人一台タブレットの効果的な活用に係る教員対象の研修会を実施し、日常的な授業や家庭学習での効果的な活用を図る。

【2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 豊かな人間性を育む道徳教育の充実

- (1) 学校教育振興協議会と連携し、郷土の魅力を再発見し、郷土愛を育む「滝沢魅力学」の取組を推進する。
- (2) 学校教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努め、「友達や自分の命を尊重する態度」「思いやりの心」「郷土を愛する心」等、児童生徒の豊かな人間性を育む。また、「道徳教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道徳教育の大切さを理解いただきながら、家庭・地域の協力・支援のもとで道徳教育を展開する。
- (3) 命を大切にすることを推進するため、市内全小中学校において毎月11日を「安全・安心・心の日」と位置付け、校長講話や人権作文の発表等の取組を通して、「命の大切さ」や「思いやりの心」などを考える機会とする。

2 児童生徒の居場所づくりと絆づくりによる学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、自己肯定感や自己有用感を実感できるようにする。
- (2) 「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、いじめの実態把握に向けた定期的なアンケート調査の実施や教育相談による面談の実施、相談窓口の周知等、いじめの早期発見に向けた取組を推進し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、児童生徒の自律心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動の未然防止に努める。
- (3) 児童生徒やその保護者を対象とした情報機器に関する調査を実施し、家庭での情報機器の活用状況やSNSを巡るトラブルの状況を把握し、「SNSトラブル防止リーフレット」を活用した情報モラル指導を行う。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解、環境、福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努める。

- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地の訪問や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を具体化した教育活動の推進を図る。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内教育支援体制の機能の充実と市教育支援委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育支援員設置事業」や巡回相談を実施し、発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒の生活・学習上の課題の改善・克服に努める。
- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を要する児童生徒が、障がいに応じた適切な支援・指導を受けられるように努める。
- (4) 「特別支援教育コーディネーター研修会兼幼保小中研修会」を実施し、幼保小中の連携に努めるとともに、架け橋期のカリキュラムをもとに幼児教育との円滑な接続に努める。
- (5) 市内全小学校において、新入学生説明会等の機会に、市内共通のパワーポイントスライドを活用して「保護者理解のための発達障がい説明会」を行い、家庭と連携した支援体制の確立に努める。
- (6) 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置し、関係機関が密接に連携して、ニーズや状況に適した支援体制の充実に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内の教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた、総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 各校で実施されるケース会議等に指導主事や学校教育専門員を派遣し、小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかサポート支援員等との連携に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の課題を解消する。

7 部活動指導の充実

- (1) 中学校における部活動指導については、「滝沢中学校における部活動の在り方に関する方針【部活動ガイドライン】」に則り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意しながら、休業日や活動時間等、適切な部活動指導を実施する。
- (2) 市内の中・大規模中学校については、指導経験豊富な部活動指導員を適切に配置し、教職員と連携して部活動指導に当たることにより、指導の質的向上と顧問教員の指導時間の軽減を図る。

【3 健康・安全活動の推進】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を適切に実施し、児童生徒の健康の保持増進と、安全な学校環境の確保に努める。
- (2) 学校保健安全計画を適宜見直し、緊急時における安全対策の充実・改善に努める。
- (3) 児童生徒の登下校の安全が図られるよう「通学路安全推進会議」を設置し、関係各課と連携して通学路の点検・整備等を実施する。「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」により、各校の学校教育振興協議会及び関係機関との連携を図り、スクールガードによる登下校の見守り活動を推進する。
- (4) 栄養教諭と連携して給食指導を充実させるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力作りを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。

議案第 2 号

令和7年度滝沢市社会教育行政の方針と計画に関し議決を求めることについて

令和7年度滝沢市社会教育行政の方針と計画を定めることについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定に基づき、議決を求める。

令和7年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

第2次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる目標「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現のため、令和7年度滝沢市社会教育行政の方針と計画を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度滝沢市社会教育行政の方針と計画

第1 基本方針【学び】生涯学習社会の形成

市教育委員会は、令和6年9月に策定した第2次生涯学習推進計画前期基本計画学びプランたきざわに基づき、年度毎の社会教育行政の指針「令和7年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定します。同プランで掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の実現を目指して、基本方針を「【学び】生涯学習社会の形成」とします。

基本施策「1-1 生涯学習と社会教育の推進」では、大学や関係機関などと連携・協働したリカレント教育の推進や教育振興運動と学校教育振興協議会を一体的に推進し、地域学校協働活動を通じた人づくりに取り組みます。

基本施策「1-2 スポーツの推進」では、市スポーツ協会と連携しながら市民体育祭やスポーツフェスティバルを開催するとともに、民間企業等との共催によるスポーツイベントなどの開催、総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」やスポーツ少年団の活動支援、ユニバーサルスポーツの普及啓発を通じた地域スポーツの推進を図ります。

基本施策「1-3 図書館活用と文化芸術振興」では、湖山図書館において、企画展や絵本の読み聞かせなどを通じた読書推進を図ります。芸術祭や郷土芸能まつり開催による伝統文化・芸術の次世代への継承に努めます。また、文化財の保存・活用や郷土理解の推進に向けた事業展開を図ります。

【令和7年度社会教育行政の推進体制】

基本方針	基本施策	施策
【学び】 生涯学習 社会の形成	1-1 生涯学習と社会教育の推進	1-1-1 生涯学習政策の形成 1-1-2 社会教育による人づくり
	1-2 スポーツの推進	1-2-1 スポーツによる人づくり 1-2-2 スポーツ共生社会の実現 1-2-3 施設活用促進と競技力向上
	1-3 図書館活用と文化芸術振興	1-3-1 湖山図書館活用と読書推進 1-3-2 伝統文化・芸術の次世代継承



第1章 基本施策 1-1 生涯学習と社会教育の推進

生涯学習政策の根幹を成す社会教育行政を基軸とした「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりに取り組みます。社会課題や教育課題を解決できる人づくりを目指した課題解決学習の充実と誰もが何歳になっても学びなおし、学んだ成果を活かして職場や地域などで更なる活躍を応援するリカレント教育の推進を図ります。

施策 1-1-1 生涯学習政策の形成

(1) 地域学習の推進

事業名等	目的・内容	備考
ジュニアリーダーズセミナー	次代を担う中学生や高校生たちが、異年齢の仲間たちとの交流や研修会、プログラムづくりなどを通じた教育課題の解決を目指します。	11月1日(土)
子ども会リーダー養成研修	子ども会の意義・役割などの基本を学び、研修会やレクリエーション活動などを通じた世代間交流を図ります。	12月6日(土)
放課後子ども教室推進事業(市・運営団体)	子どもたちが放課後などの時間を安全に過ごすことができる居場所づくりの一環として放課後子ども教室を開催し、体験学習機会の充実を図ります。	滝沢ふるさと交流館、旧姥屋敷保育所、柳沢小中敷地内旧学童
ふれあいまちづくり出前講座	地域における学びの場づくりを支援します。	
幼児家庭教育講座	保育園児が基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実を図ります。	5月～2月
小中学校家庭教育学級	小中学生が基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実を図ります。	5月～2月
子ども会活動支援事業	子どもたちの豊かな人間性が養われるよう自然とのふれあい活動メニューなどを子ども会に提供します。	7月26日(土) 7月30日(水) 8月1日(金)
滝沢市青少年育成市民会議	【団体の概要】 青少年健全育成と地域活性化を目指します。 【補助金対象となる事業】 青少年育成事業(相撲大会、バス交流など)	【補助金額】 R6:140千円 R7:180千円
滝沢市地域婦人協議会	【団体の概要】 社会課題や教育課題の解決を目指します。 【補助金対象となる事業】 各種研修会、子育て支援活動、福祉活動	【補助金額】 R6:95千円 R7:95千円

滝沢市子ども会育成連合会	【団体の概要】 子ども会育成者の資質の向上と子ども会活動の活性化を目指します。 【補助金対象となる事業】 子ども会育成会指導者研修会、夢灯り	【補助金額】 R6:81千円 R7:81千円
滝沢市PTA連絡協議会	【団体の概要】 児童生徒の福祉増進や教育課題の解決を目指します。	
滝沢ユネスコ協会	【団体の概要】 国際平和と人類共通の福祉の実現に向けた人づくりを目指します。	
滝沢市国際交流協会	【団体の概要】 多文化共生社会の実現に向けた国際感覚豊かな人づくりを目指します。	

(2) 地域学校協働活動の推進

事業名等	目的・内容	備考
教育振興運動推進協議会 小中学校教育振興協議会	教育振興運動と市内全小中学校に設置された学校教育振興協議会(コミュニティ・スクール)を一体的に推進します。	
教育振興運動推進協議会 総会	令和7年度運動推進方針や事業計画を協議します。	7月5日(土)
たきざわ学びフェスタ	「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」と「明るく かしこく たくましい子どもの育成」に関する活動報告を行います。	11月29日(土)

施策 1-1-2 社会教育による人づくり

(1) リカレント教育の推進

事業名等	目的・内容	備考
たきざわ学び&いきいき セミナーwith 盛岡大学・ 盛岡大学短期大学部	盛岡大学・盛岡大学短期大学部と連携した高校生以上を対象とした学びや親子ふれあい交流を通じたキャリア教育も視野に入れながらリカレント教育の推進を図ります。	7月下旬 9月6日(土) 10月19日(日) 11月23日(日) 12月13日(土)
こども発達支援講座	盛岡大学短期大学部幼児教育科と連携した高校生以上を対象としたこども発達支援に関する学びの機会の提供を図ります。	10月19日(日)
ビッグルーフ滝沢キャンパス「サイエンス&SDGsセミナー」	岩手大学と連携した中学生や高校生などを対象としたサイエンスとSDGsに関する学びの機会の提供を図ります。	8月9日(土)

ビッググループ滝沢キャンパス「人・つながり・地域づくり関係職員等研修講座」	岩手県立生涯学習推進センターと盛岡教育事務所と連携した県内市町村関係職員等を対象としたデジタルディバイド(情報格差)の解消に関する学びの機会の提供を図ります。	8月18日(月)
ビッググループ滝沢キャンパス「放送大学岩手学習センター公開講演会 in たきざわ」	放送大学岩手学習センターと岩手県立大学と連携した高校生以上を対象としたSRHR(性と生殖に関する健康と権利)に関する学びの機会の提供を図ります。	9月7日(日)

(2) 二十歳のつどいの開催

事業名等	目的・内容	備考
二十歳のつどい実行委員会設置	二十歳の参画交流・活躍による企画と運営を実施します。	8月～1月
二十歳のつどい	二十歳を迎える若者が、「郷土たきざわを愛し、未来を切り拓く力に満ちた新しい時代を牽引する旗手」として活躍する自覚と意識などの喚起を目指して「二十歳のつどい」を開催します。	1月11日(日)



第2章 基本施策 1-2 スポーツの推進

6つの視点「する」「みる」「ささえる」「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」に基づく「スポーツによる人づくり」と誰もが個性や多様性を尊重し支え合うことができる「スポーツ共生社会の実現」を目指します。

施策 1-2-1 スポーツによる人づくり

事業名等	目的・内容	備考
スポーツ参画人口の拡大	指定管理者（滝沢市スポーツ協会）や民間企業等と連携し、スポーツイベントやスポーツ教室、講習会など通じたスポーツによる人づくりを推進します。	
スポーツを通じた健康づくり	「歩くこと」に着目した事業（オクトーバーランウォーク事業やクアオルト健康ウォーキング事業）を通じた運動習慣の定着を図ります。	
滝沢市スポーツ推進委員協議会との連携	滝沢市スポーツ推進委員協議会と連携し、子ども会や自治会におけるスポーツ・レクリエーション活動を支援します。	

施策 1-2-2 スポーツ共生社会の実現

事業名等	目的・内容	備考
総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」との連携・協働	青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、大人を対象としたスポーツクラブ活動を通じた多世代交流や健康づくりの推進に取り組みます。	
滝沢市スポーツ少年団との連携・協働	青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、ジュニアアスリートの育成強化を図ります。	
障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツ普及啓発	滝沢市社会福祉協議会と連携した障がい者スポーツの支援を通じたユニバーサルスポーツの普及啓発を図ります。	

施策 No. 1-2-3 施設活用促進と競技力向上

事業名等	目的・内容	備考
総合公園・体育施設等の管理運営	滝沢市スポーツ協会と連携した総合公園・体育施設等の適正な維持管理や運営を行いながら、市民のスポーツへの意識を高め、地域スポーツを推進します。経年劣化した体育施設の修繕やトレーニングマシンの更新を行います。	
学校体育施設の開放	市立小中学校の体育施設などを開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	

<p>アスリートの育成強化</p>	<p>滝沢市スポーツ協会と連携し、全国大会などへの選手派遣や奨励金交付を通じた競技活動の支援に取り組めます。全国レベルの競技者や団体、指導者などを招きイベントや強化試合、クリニック講習会などを通じたアスリートの育成強化と競技スポーツの裾野の拡大を目指します。</p>	
-------------------	---	--



第3章 基本施策 1-3 図書館活用と文化芸術振興

市民に学びの場として親しまれる図書館を目指し、地域の実情や時代の変化に即した運営に努め、安全安心に利用できる環境の維持やビッググループ滝沢との情報共有・事業連携などによる学ぶ環境の充実を図ります。

関係機関や関係団体などと連携・協働し、受け継がれてきた伝統文化・芸術の次世代継承と文化財保護意識の啓発を図ります。

施策 1-3-1 湖山図書館活用と読書推進

(1) 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館

事業名等	目的・内容	備考
生涯学習の基礎となる児童図書 の充実	子どもたちの知的好奇心に 応える幅広い分野の蔵書に 努め、子どもと良書との出会い の促進を図ります。	
リクエストによる蔵書の更新	利用者からのリクエストに 広く応え、利用者のニーズに 沿った図書資料の更新を図 ります。	
高齢化社会に対応した資料 の充実	読書が困難となってきた人 にも快適に読書に親しんで いただけるよう、大活字本の さらなる充実を図ります。	
利用状況に応じた図書整備	利用者の要求に応えるため、 分類別の利用状況を配慮し 購入を行います。	
移動図書館車搭載図書の 更新	移動図書館車に掲載してい る図書資料更新率を向上さ せて利用を促進します。	

(2) 暮らしの中の疑問が解決できる図書館

事業名等	目的・内容	備考
調査研究の補助(レファレン スサービス)	毎日の暮らしの中で生じて くる疑問や知りたいこと、 調べたいことに対し、本の 使い方や調べ方を案内し 調査研究の補助を行います。	
複写サービスの実施	利用者の調査研究の便宜 を図るため、著作権の規 定の範囲内において所蔵 資料の複写サービスを行 います。	

(3) 全ての情報・知識への入り口となる図書館

事業名等	目的・内容	備考
ホームページによる情報 発信	ホームページの内容の充実 を図り、より利用者には 有益な最新の情報提供に 努めます。	
インターネットによる情報 提供	インターネットを利用でき る環境を整え、広範囲に わたる情報を提供しま す。	
移動図書館車運行	図書館サービスの全域的 普及をめざし利用の 拡大を図ります。	

(4) 子どもへのサービスを重視する図書館

事業名等	目的・内容	備考
図書館と子どもが出会う場の提供	おはなし会	年2回
	ミニシアター	月1回程度
	こども映画会	8月、12月
総合的学習の時間への対応	学校などと連携し、調べ学習に有効な資料の情報提供や図書館の利用方法の紹介に努めます。また、学校の職業体験等の受入を行います。	

(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館

事業名等	目的・内容	備考
地域資料の収集	滝沢の歴史に関する専門的資料から、小学生にもわかる資料まで、地域に関する資料や情報の収集と提供に努め、郷土理解推進と郷土愛の育成を図ります。	
行政資料の提供	滝沢の行政に関する資料を可能な限り収集・提供に努めます。	

(6) 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館

事業名等	目的・内容	備考
協力者の確保	おはなし会やミニシアターの運営協力者など多方面での協力を得て図書館運営を行います。	
リクエストサービス(再掲)	利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図ります。	

(7) 視聴覚サービス

事業名等	目的・内容	備考
視聴覚情報、目録等の配布	視聴覚教材を持つ中央視聴覚ライブラリーと連携し、視聴覚資料の積極的活用の促進を図ります。	
視聴覚機材の貸出		
プログラム相談 映写機取扱相談等		
視聴覚機材の整備 管理、点検		

※「(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館」を目指して、「地域資料の収集」と「行政資料の提供」を図るにあたり、「令和7年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針」を定めるものです。

令和7年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、滝沢市立湖山図書館の図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 図書館資料の収集に関する基本方針

図書館資料は、公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分に把握して、図書館法に示されている教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。

第3 収集資料の種類

図書館資料の収集は、次の種類に基づき収集する。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 官公庁刊行物
- 4 地域資料
- 5 その他

第4 図書館資料種類別の収集方針

1 図書

図書は、一般図書及び児童図書に区別した方針で収集する。

- (1) 一般図書は、市民の図書館として、多くの市民に利用される基本的、入門的な資料のほか、必要に応じて専門的資料まで幅広く図書館資料として収集する。ただし、その資料の内容が極めて高度で専門的である資料並びに学習用の参考書及び問題集などの限定的な利用と考えられる資料は、原則として収集しない。
- (2) 児童図書は、多くの子どもが読書の楽しさを発見し、継続できるように配慮し、幅広い分野の資料を図書館資料として収集する。また、科学読み物、調べ物及び児童用百科事典類は、子どもたちの社会や環境等の変化に留意しながら新しい資料を図書館資料として収集する。
- (3) 一般図書及び児童図書は、上記以外に利用者の求めに応じ、当該資料が広く市民に利用されると想定される資料の内、滝沢市立湖山図書館の図書館資料として一般開架することが適当と考えられる資料を図書館資料として収集する。なお、漫画については、学習や実用を目的とする資料、郷土に関する資料以外は原則として収集しない。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び岩手県内の主要な地方紙で、一般的に広く購読されている新聞を図書館資料として収集する。

(2) 雑誌は、利用者の利用頻度及び傾向並びに資料的価値を考慮して図書館資料として収集する。ただし、これらに該当すると考えられる雑誌において、当該雑誌が漫画を主体として掲載している雑誌、また、個人の趣味や一部の利用者にしか利用されない雑誌については、収集しない。

3 官公庁刊行物

滝沢市によって発行された官公庁刊行物（特に、広報誌及び統計書類等）は、図書館資料として収集する。

また、他の官公庁において発行された刊行物についても、必要に応じて収集する。

4 地域資料

滝沢市及び岩手県に関する各種資料並びに県内出版物及び県人の著作物は、積極的に図書館資料として収集する。

5 その他

その他、社会情勢や図書の環境の変化など、必要性に応じて、その他の資料も図書館資料として収集する。



施策 1-3-2 伝統文化・芸術の次世代継承

(1) 芸術祭の開催

事業名等	目的・内容	備考
2025 芸術祭たきざわの開催（市教育委員会と市芸術文化協会の主催）	市民に文化芸術活動の成果を発表する機会ならびに芸術鑑賞する機会を提供することにより、文化芸術の振興を図ります。 【演劇】11月2日（日） 【舞踊・芸能】11月9日（日） 【音楽・ダンス】11月16日（日） 【展示】11月15日（土）～17日（月）	11月

(2) 郷土芸能まつりの開催

事業名等	目的・内容	備考
第19回滝沢市郷土芸能まつり開催（市郷土芸能保存団体協議会と共催）	滝沢市郷土芸能まつりを開催し、民俗芸能の次世代継承を図ります。	1月25日（日）

(3) 郷土理解推進事業の展開

事業名等	目的・内容	備考
郷土理解推進事業	「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を実施し、郷土愛を育み、郷土の歴史を未来へと継承ができる人づくりを促進します。	

(4) 文化財・天然記念物保護事業の展開

事業名等	目的・内容	備考
文化財調査委員会議	文化財保護や活用に関する教育委員会の諮問を受け、滝沢市文化財調査委員会議を行い必要な研究調査を実施し、意見具申します。	年3回程度
指定文化財見学会の開催	郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発を図ります。	
民具類（民俗文化資料）の郷土学習資料としての保存管理と活用	民具類（民俗文化資料）を市内児童をはじめとした市民が郷土学習資料として幅広く活用できるよう保存管理と活用に努めます。	
「滝沢市の文化財」パネル展示事業 「滝沢市の文化財」パネル貸出し事業	市の指定文化財などを広く市民に展示紹介し、文化財の周知を図ります。	
出前講座事業「滝沢市の文化財紹介」「むかしのくらしを知ろう」	ふれあいまちづくり出前講座「市の文化財を知ろう」「むかしのくらしを知ろう」で文化財啓発を図ります。	

文化財掘り起し調査事業	文化財掘り起しによる基礎調査を行います。	
指定文化財保護整備	指定文化財周辺の草刈や説明板の修繕等、周辺環境整備を実施します。	
指定樹木保護整備	指定樹木の状況を定期的に巡回して腐朽箇所を確認し、樹木周辺の環境整備を行います。 市指定天然記念物「田村神社のスギ」の整備が適切に実施されるよう、所有者を支援します。	
「イーハトーブの風景地」鞍掛山の保存管理事業	国の名勝指定に伴う鞍掛山の保存管理を適切に実施します。	



(5) 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整、発掘調査業務の実施、調査・研究活動の推進

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財有無確認調査	開発事業等に係る埋蔵文化財有無確認調査	
埋蔵文化財試掘調査	埋蔵文化財発掘調査実施に係る事前確認調査	
埋蔵文化財発掘調査	開発事業等に係る埋蔵文化財緊急発掘調査	
埋蔵文化財調査報告書作成事業	発掘調査結果に基づく遺跡の記録保存事務事業	

(6) 収蔵資料の管理

事業名	目的・内容	備考
収蔵資料の再調査	将来の展示替えに備えて再調査を実施する	

(7) 教育普及活用

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財収蔵資料展示公開	発掘調査の成果の展示公開	
歴史体験事業1 土器・埴輪・火起こし	土器・埴輪の製作体験 火起こし体験	
歴史体験事業2 勾玉	勾玉の製作体験	
埋蔵文化財講座	最新の考古学研究成果を中心とした講座	

(8) 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財発掘技術者講習会	発掘調査技術の技能・資質の向上	
発掘調査現地説明会	発掘調査された遺構・遺物について知見	
全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	埋蔵文化財センター管理運営の連絡調整、連携強化	北海道・東北ブロック会議
岩手県史跡整備市町村協議会	史跡の整備活用の連携強化	総会／研修会

(9) 史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財センター及び史跡公園湯舟沢環状列石保存管理	施設及び史跡公園の良好な維持管理と埋蔵文化財の適切な保存	



たきざわ学び&いきいきセミナー

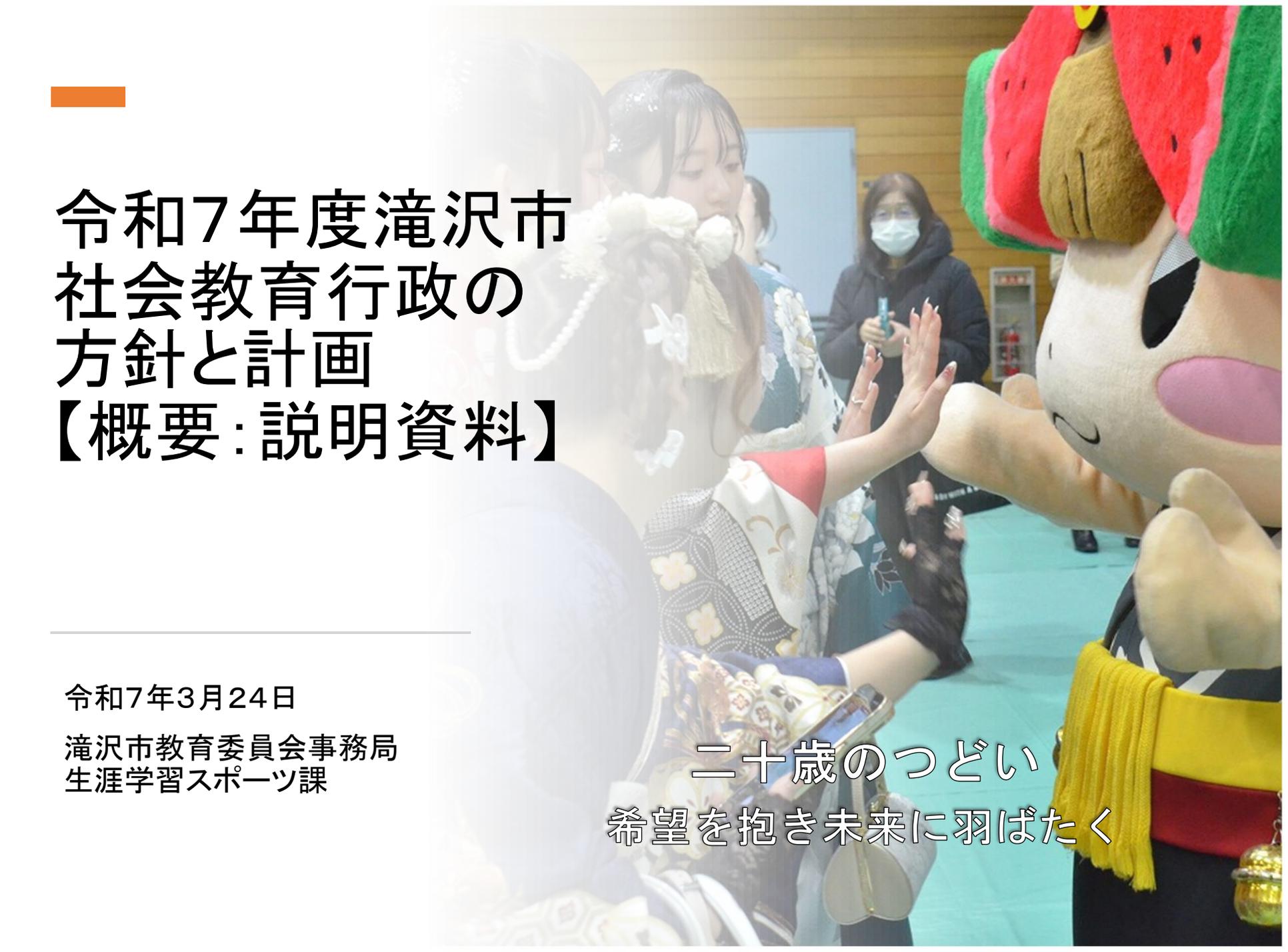
with 盛岡大学・盛岡大学短期大学部

学長講演「源氏物語の虚と実」



歳末たすけあい演芸会

高校生がリズムなぎなた演武



令和7年度滝沢市
社会教育行政の
方針と計画
【概要：説明資料】

令和7年3月24日

滝沢市教育委員会事務局
生涯学習スポーツ課

二十歳のつどい
希望を抱き未来に羽ばたく

令和7年度滝沢市社会教育行政の推進体制

基本方針	基本施策	施策
【学び】生涯学習社会の形成	1-1生涯学習と社会教育の推進	1-1-1生涯学習政策の形成 1-1-2社会教育による人づくり
	1-2スポーツの推進	1-2-1スポーツによる人づくり 1-2-2スポーツ共生社会の実現 1-2-3施設活用促進と競技力向上
	1-3図書館活用と文化芸術振興	1-3-1湖山図書館活用と読書推進 1-3-2伝統文化・芸術の次世代継承



基本施策 1-1 生涯学習と社会教育の推進

大学や関係機関などと連携・協働したリカレント教育の推進や教育振興運動と学校教育振興協議会を一体的に推進し、地域学校協働活動を通じた人づくりに取り組みます。

施策1-1-1 生涯学習政策の形成

- 地域学習の推進
ジュニアリーダーズセミナー、子ども会リーダー養成研修、放課後子ども教室、幼児家庭教育講座、小中学校家庭教育学級、社会教育関係団体との連携・協働
- 地域学校協働活動の推進
教育振興運動と学校教育振興協議会(コミュニティ・スクール)の一体的な推進、学びフェスタ

施策1-1-2 社会教育による人づくり

- リカレント教育の推進
学び&いきいきセミナーwith盛岡大学・盛岡大学短期大学部、こども発達支援講座、ビッグルーフ滝沢キャンパス(サイエンス&SDGsセミナー、人・つながり・地域づくり関係職員等研修講座、放送大学岩手学習センター公開講座会)
- 二十歳のつどいの開催
二十歳のつどい実行委員会設置、二十歳のつどい



基本施策 1-2 スポーツの推進

市スポーツ協会と連携しながら市民体育祭やスポーツフェスティバルを開催するとともに、民間企業等との共催によるスポーツイベントなどの開催、総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」やスポーツ少年団の活動支援、ユニバーサルスポーツの普及啓発を通じた地域スポーツの推進を図ります。

施策1-2-1 スポーツによる人づくり

- スポーツ参画人口の拡大
スポーツイベント(スポーツフェスティバル、市民体育祭など)、スポーツ教室、講習会
- スポーツを通じた健康づくり
「歩くこと」に着目した事業(オクトーバーランウォーク事業、クアオルト健康ウォーキング事業)
- 滝沢市スポーツ推進委員協議会と連携
子ども会や自治会におけるスポーツ・レクリエーション活動支援

施策1-2-2 スポーツ共生社会の実現

- 総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」との連携・協働
青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、大人を対象としたスポーツクラブ活動
- 滝沢市スポーツ少年団との連携・協働
青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、ジュニアアスリート育成強化の推進
- 障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツ普及啓発
滝沢市社会福祉協議会と連携した障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツの普及啓発

施策1-2-3 施設活用促進と競技力向上

- 総合公園、体育施設等の管理運営
適正な維持管理や運営、経年劣化した体育施設の修繕、トレーニングマシンの更新
- 学校体育施設の開放
小中学校の体育施設などを開放したスポーツ・レクリエーション活動の場の提供
- アスリート育成強化
市体育協会と連携した競技活動の支援、イベント、強化試合、クリニック講習会

基本施策1-3 図書館活用と文化芸術振興

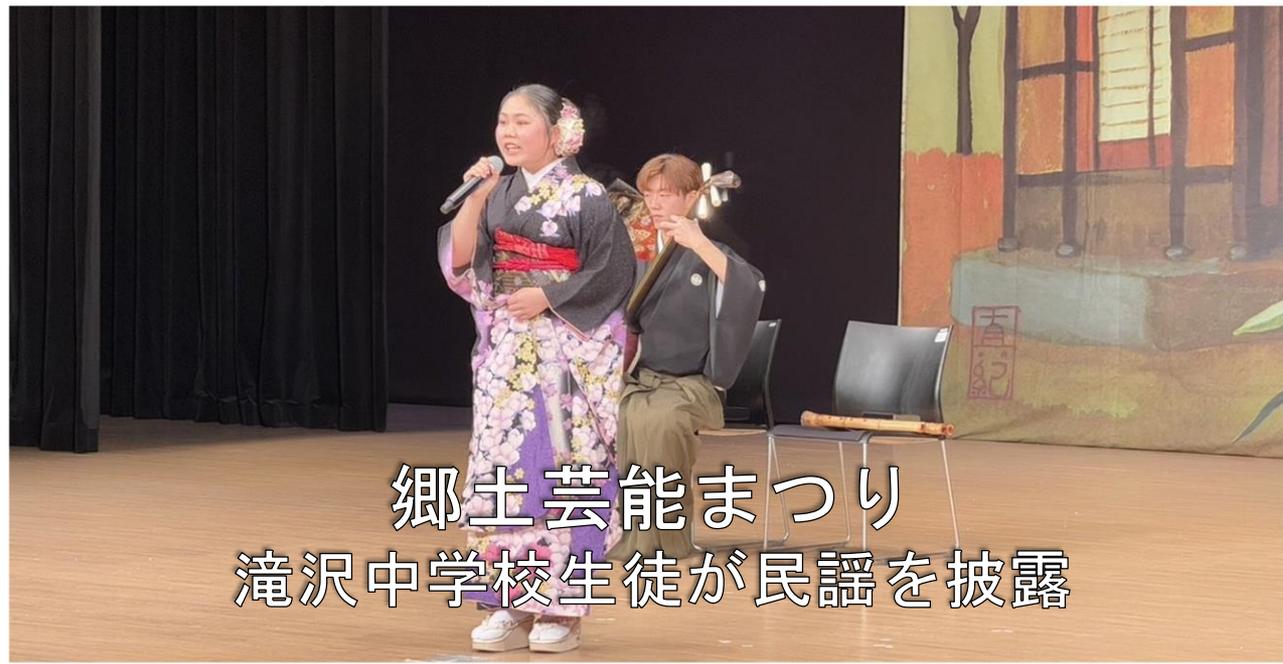
湖山図書館において、企画展や絵本の読み聞かせなどを通じた読書推進を図ります。芸術祭や郷土芸能まつり開催による伝統文化・芸術の次世代への継承に努めます。また、文化財の保存・活用や郷土理解の推進に向けた事業展開を図ります。

施策1-3-1 湖山図書館活用と読書推進

- 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館
- 暮らしの中の疑問が解決できる図書館
- 全ての情報、知識への入り口となる図書館
- 子どもへのサービスを重視する図書館
- 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館
- 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館
- 視聴覚サービス
- 令和7年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針の策定

施策1-3-2 伝統文化・芸術の次世代継承

- 芸術祭の開催
- 郷土芸能まつりの開催
- 郷土理解推進事業の展開
- 文化財や天然記念物保護事業の展開
- 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整
- 発掘調査業務の実施
- 調査、研究活動の推進
- 収蔵資料の管理
- 教育普及活動
- 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上
- 史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理



郷土芸能まつり
滝沢中学校生徒が民謡を披露



芸術祭たきざわ演劇部門
劇団ゆうによる公演

議案第 3 号

令和7年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて

令和7年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和7年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

第2次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる施策「望ましい食習慣を育む学校給食の充実」の実現のため、令和7年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

【滝沢市学校教育目標】

「明るく かしく たくましい子ども」の育成

滝沢市学校教育目標の実現を目指し、第2次滝沢市総合計画前期基本計画の教育委員会部門の政策目標に基づいて、5つの施策を設定しています。

教育委員会部門の政策目標と、学校給食センターの施策は、次のとおりです。

【第2次滝沢市総合計画 前期基本計画 教育委員会部門計画】

◇ 政策目標 6

学びにより充実した人生を送ることができるまち

◇ 施策 6-5

望ましい食習慣を育む学校給食の充実

また、学校給食や「食に関する指導」の実施に関して必要な事項を定め、学校給食の普及充実と食育の推進を図ることを目的に学校給食法が制定されており、その中で、7つの学校給食の目標が定められています。

【学校給食の目標】 学校給食法 第2条

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食センターでは、これらの目標に基づいて『学校給食センター運営の基本目標』と、4つの「運営目標」を定め、それらを実現するため6つの具体的な実践計画を設定しています。

【滝沢市立学校給食センター 運営の基本目標】

学校教育の一環としての、学校給食の安全と充実及び食育の推進を図る。

【滝沢市立学校給食センター 運営目標】

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた給食を提供する。
- 2 日常における望ましい食習慣を養うため、児童生徒に食に関する指導を行う。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

【滝沢市立学校給食センター 具体的実践計画】

- 1 会議の開催
- 2 学校給食の提供
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 学校給食事業の情報発信
- 6 給食費の収納率向上

上記の実践計画のうち、令和7年度に実施する主な取組は、次のとおりです。

- ◇ 調理環境の向上により、安定した運営と安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ◇ 市内小中学校で実施している「食に関する指導」の継続実施に努めます。
- ◇ 滝沢市学校給食食材生産供給組合等と情報交換を密にし、地場農産物の活用に努めます。
- ◇ 物価変動に対応した給食費の検討を行います。

議案第 4 号

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて

滝沢市文化財保護条例施行規則（昭和62年滝沢村教育委員会規則第2号）の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和7年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

滝沢市文化財保護条例（昭和62年滝沢村条例第2号）第12条又は第13条第3項（同条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市指定文化財等の管理又は修理に要する費用の一部を補助することについて、必要な手続を規定するため、滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

滝沢市文化財保護条例施行規則（昭和62年滝沢村教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条中「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「様式第14号」を「様式第15号」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1号中「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条第2号中「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条第3号中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（管理又は修理に要する費用の補助の申請）

第9条 条例第12条又は第13条第3項（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、滝沢市指定文化財管理（修理）事業費補助金交付申請書（様式第7号）に、教育委員会が別に定める事業計画書、収支予算書、暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書及びその他教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

3 交付申請者は、第1項の規定による申請書の提出後、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ教育委員会にその理由を付して変更の内容について同項に規定する書類に準じて申し出なければならない。

4 補助事業が完了したときは、教育委員会が別に定める補助事業完了報告書に、教育委員会が別に定める収支決算書、施行後の写真及びその他教育委員会が必要と認める書類を添えて30日以内に教育委員会に提出しなければならない。

5 前4項に規定するもののほか、補助金の交付に関する手続その他必要な事項は、滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号）のほか教育委員会が別に定めるところによる。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

様式第1号から様式第15号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 1 号（第 2 条関係）

記号番号

指 定 書

名 称

員数

構造及び形式又は寸法若しく
は材質その他の特徴

滝沢市文化財保護条例により滝沢市指定

文化財に指定する。

年 月 日

滝沢市教育委員会 印

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

管理責任者選任（解任）届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名（名称）

の管理責任者を選任（解任）したので、滝沢市文化財保護条例第 6 条第 3 項（同条例第 3 0 条及び第 3 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 管理責任者の氏名又は名称、年齢、職業及び住所
- 3 選任（解任）の年月日
- 4 選任（解任）の理由
- 5 その他参考となる事項

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

所有者（権原に基づく占有者）変更届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名（名称）

の所有者（権原に基づく占有者）を変更したので、滝沢市文化財保護条例第 7 条第 1 項（同条例第 3 0 条及び第 3 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 旧所有者（権原に基づく旧占有者）の氏名又は名称及び住所
- 3 新所有者（権原に基づく新占有者）の氏名又は名称及び住所
- 4 変更の年月日
- 5 変更の理由
- 6 その他参考となる事項

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

氏名等変更届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名（名称）

の所有者（権原に基づく占有者、管理責任者）の氏名（名称、住所）を変更したので滝沢市文化財保護条例第 7 条第 2 項（同条例第 3 0 条及び第 3 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 変更前の氏名又は名称及び住所
- 3 変更後の氏名又は名称及び住所
- 4 変更の年月日
- 5 その他参考となる事項

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

滅失（毀損、亡失、盗難）届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名（名称）

を滅失した（毀損した、亡失した、盗み取られた）ので、滝沢市文化財保護条例第 8 条（同条例第 30 条及び第 35 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 滅失（毀損、亡失、盗難）の状況及び発見後の処置
- 3 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った年月日
- 4 その他参考となる事項

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

所在場所変更届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所
氏名（名称）

の所在の場所を変更したいので、滝沢市文化財保護条例第 9 条（同条例第 30 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 旧所在の場所
- 3 新所在の場所
- 4 変更の年月日及び期間
- 5 変更の理由
- 6 その他参考となる事項

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

滝沢市指定文化財管理（修理）事業費補助金交付申請書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所
氏名（名称）

滝沢市指定文化財管理（修理）事業費補助金の交付を受けたいので、滝沢市文化財保護
条例施行規則第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業実施年度	年度
補助金の名称	
交付を受けようとする 補助金の額	円
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
関係書類	

様式第 8 号（第 10 条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

現状変更等許可申請書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

申請者住所
氏名（名称）

滝沢市文化財保護条例第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の許可を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 5 現状変更等を必要とする理由
- 6 現状変更等の内容及び実施の方法
- 7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又は毀損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項
- 8 現状変更等に係る地域の地番
- 9 工事施行者の氏名又は名称及び住所
- 10 着手及び終了の予定時期
- 11 その他参考となる事項

備考

- 1 設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真及び指定地域図を添付すること。
- 2 申請者が、所有者及び権原に基づく占有者以外の場合は所有者及び権原に基づく占有者の承諾書、管理責任者以外の場合は管理責任者の意見書を添付すること。

様式第9号（第13条関係）

様式第9号（第13条関係）

修理届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所
氏名（名称）

を修理をしたいので滝沢市文化財保護条例第16条第1項（同条例第35条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 修理を必要とする理由
- 3 修理の内容及び方法
- 4 所在の場所を変更するときは、変更後の場所
- 5 修理施工者の氏名又は名称及び住所
- 6 修理着手及び終了の予定時期
- 7 その他参考となる事項

備考

設計仕様書、設計図及び修理しようとする部分を表示した写真を添付すること。

様式第10号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

記号番号

認 定 書

様

（芸名、雅号等）

（ 年 月 日生）

滝沢市文化財保護条例により滝沢市指定無形文化財（滝沢市指定無形民俗文化財、滝沢市選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）として認定する。

年 月 日

滝沢市教育委員会 印

備考

次の場合には、認定書を添えて届け出ること。

- 1 保持者が氏名又は芸名若しくは雅号を変更したとき。
- 2 保持団体又は保存団体が名称を変更したとき。
- 3 保持者が死亡したとき。
- 4 保持団体又は保存団体が解散又は消滅したとき。

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

指定書（認定書）再交付申請書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

申請者住所
氏名（名称）

滝沢市文化財保護条例施行規則第 1 5 条の規定により、次のとおり指定書（認定書）を滅失（毀損、亡失）したので再交付を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 指定書（認定書）の記号番号
- 3 滅失（毀損、亡失）の年月日
- 4 滅失（毀損、亡失）の状況
- 5 その他参考となる事項

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

保持者等氏名等変更届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名（名称）

の保持者（保持団体）の氏名（名称、住所、事務所の所在地、代表者）を変更したので、滝沢市文化財保護条例第 2 3 条（同条例第 3 8 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 変更前の氏名（名称、住所、事務所の所在地、代表者）
- 3 変更後の氏名（名称、住所、事務所の所在地、代表者）
- 4 変更の年月日
- 5 その他参考となる事項

様式第 13 号（第 17 条関係）

様式第 13 号（第 17 条関係）

保持者の死亡（心身の故障）届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏 名

の保持者が死亡した（心身に故障を生じた）ので滝沢市文化財保護条例第 23 条（同条例第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 種別及び名称
- 2 保持者の氏名及び認定年月日
- 3 死亡（心身の故障）年月日
- 4 死亡の原因又は心身の故障の状況
- 5 その他参考となる事項

備考

死亡診断書（除籍抄本）又は心身の故障を証する医師の診断書を添付すること。

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

保持団体等の解散（消滅、異動）届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者の事務所の所在地

名 称（代表者名）

の保持団体（保存団体）が解散した（消滅した、構成員に異動を生じた）ので滝沢市文化財保護条例第 2 3 条（同条例第 3 8 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 種別及び名称
- 2 保持団体（保存団体）の名称及び認定年月日
- 3 解散（消滅、異動）の年月日
- 4 解散（消滅、異動）の理由
- 5 その他参考となる事項

様式第 15 号（第 18 条関係）

様式第 15 号（第 18 条関係）

有形民俗文化財現状変更等届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名又は名称

市指定有形民俗文化財の現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので滝沢市文化財保護条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 有形民俗文化財の名称
- 2 現状変更等を必要とする理由
- 3 現状変更等の内容及び実施の方法
- 4 現状変更等により生ずべき物件の滅失、毀損又は影響に関する事項
- 5 工事施工者の氏名又は名称及び住所
- 6 着手及び終了の予定時期
- 7 その他参考となる事項

備考

設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真を添付すること。

様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 16 号（第 19 条関係）

様式第 16 号（第 19 条関係）

土地の所在等異動届書

年 月 日

滝沢市教育委員会 様

届出者住所

氏名又は名称

市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在等に異動があったので、滝沢市文化財保護条例第 33 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
- 2 異動事項
- 3 異動年月日
- 4 異動の理由
- 5 その他参考となる事項

備考

地籍調書及び地籍図を添付すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(管理又は修理に要する費用の補助の申請)</u></p> <p><u>第9条 条例第12条又は第13条第3項(条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、滝沢市指定文化財管理(修理)事業費補助金交付申請書(様式第7号)に、教育委員会が別に定める事業計画書、収支予算書、暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書及びその他教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とする。</u></p> <p><u>3 交付申請者は、第1項の規定による申請書の提出後、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ教育委員会にその理由を付して変更の内容について同項に規定する書類に準じて申し出なければならない。</u></p> <p><u>4 補助事業が完了したときは、教育委員会が別に定める補助事業完了報告書に、教育委員会が別に定める収支決算書、施行後の写真及びその他教育委員会が必要と認める書類を添えて30日以内に教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 前4項に規定するもののほか、補助金の交付に関する手続その他必要な事項は、滝沢市補助金交付規則(令和4年滝沢市規則第30号)のほか教育委員会が別に定めるところによる。</u></p>
<p>(現状変更等の許可申請)</p> <p><u>第9条 条例第15条第1項又は第34条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更等をしようとする日の30日前までに現状変更等許可申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(現状変更等の許可申請)</p> <p><u>第10条 条例第15条第1項又は第34条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更等をしようとする日の30日前までに現状変更等許可申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>(現状変更等の終了の報告)</p> <p><u>第10条 略</u> (維持の措置の範囲)</p>	<p>(現状変更等の終了の報告)</p> <p><u>第11条 略</u> (維持の措置の範囲)</p>
<p><u>第11条 略</u> (修理の届出)</p> <p><u>第12条 条例第16条第1項(条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、修理届書(様式第8号)に</u></p>	<p><u>第12条 略</u> (修理の届出)</p> <p><u>第13条 条例第16条第1項(条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、修理届書(様式第9号)に</u></p>

現 行	改 正 後
<p>よりしなければならない。 (認定書の交付等)</p> <p><u>第13条</u> 教育委員会は、条例第21条第2項、第27条第2項又は第36条第2項の規定による市指定無形文化財、市指定無形民俗文化財又は市選定保存技術（以下「市指定無形文化財等」という。）の保持者又は保持団体（市選定保存技術にあっては、保存団体。以下同じ。）の認定をしたときは、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に認定書（<u>様式第9号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 略 (再交付の申請)</p> <p><u>第14条</u> 条例又はこの規則により交付を受けた指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、指定書（認定書）再交付申請書（<u>様式第10号</u>）にその事実を証するに足りる書類、毀損した指定書又は認定書を添えて再交付を申請することができる。 (保持者の氏名変更等の届出)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p><u>第16条</u> 条例第23条（条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める届書によりしなければならない。</p> <p>(1) 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更した場合 保持者等氏名等変更届書（<u>様式第11号</u>）</p> <p>(2) 保持者が死亡し、又は保持者に著しい心身の故障が生じた場合 保持者の死亡（心身の故障）届書（<u>様式第12号</u>）</p> <p>(3) 保持団体が解散し、若しくは消滅し、又は構成員に異動を生じた場合 保持団体等の解散（消滅、異動）届書（<u>様式第13号</u>） (有形民俗文化財の現状変更等の届出)</p> <p><u>第17条</u> 条例第29条第1項の規定による現状変更等の届出は、有形民俗文化財現状変更等届書（<u>様式第14号</u>）によりしなければならない。 (土地の所在等の異動の届出)</p> <p><u>第18条</u> 条例第33条の規定による届出は、土地の所在等異動届書（<u>様式第15号</u>）によりしなければならない。 (指定等の基準)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>	<p>よりしなければならない。 (認定書の交付等)</p> <p><u>第14条</u> 教育委員会は、条例第21条第2項、第27条第2項又は第36条第2項の規定による市指定無形文化財、市指定無形民俗文化財又は市選定保存技術（以下「市指定無形文化財等」という。）の保持者又は保持団体（市選定保存技術にあっては、保存団体。以下同じ。）の認定をしたときは、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に認定書（<u>様式第10号</u>）を交付するものとする。</p> <p>2 略 (再交付の申請)</p> <p><u>第15条</u> 条例又はこの規則により交付を受けた指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、指定書（認定書）再交付申請書（<u>様式第11号</u>）にその事実を証するに足りる書類、毀損した指定書又は認定書を添えて再交付を申請することができる。 (保持者の氏名変更等の届出)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p><u>第17条</u> 条例第23条（条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める届書によりなければならない。</p> <p>(1) 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更した場合 保持者等氏名等変更届書（<u>様式第12号</u>）</p> <p>(2) 保持者が死亡し、又は保持者に著しい心身の故障が生じた場合 保持者の死亡（心身の故障）届書（<u>様式第13号</u>）</p> <p>(3) 保持団体が解散し、若しくは消滅し、又は構成員に異動を生じた場合 保持団体等の解散（消滅、異動）届書（<u>様式第14号</u>） (有形民俗文化財の現状変更等の届出)</p> <p><u>第18条</u> 条例第29条第1項の規定による現状変更等の届出は、有形民俗文化財現状変更等届書（<u>様式第15号</u>）によりなければならない。 (土地の所在等の異動の届出)</p> <p><u>第19条</u> 条例第33条の規定による届出は、土地の所在等異動届書（<u>様式第16号</u>）によりなければならない。 (指定等の基準)</p> <p><u>第20条</u> 略</p>

現 行	改 正 後
	(補則) 第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。
<u>様式第 1 号 (第 2 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 号 (第 2 条関係)</u> 省略
<u>様式第 2 号 (第 3 条関係)</u> 省略	<u>様式第 2 号 (第 3 条関係)</u> 省略
<u>様式第 3 号 (第 4 条関係)</u> 省略	<u>様式第 3 号 (第 4 条関係)</u> 省略
<u>様式第 4 号 (第 5 条関係)</u> 省略	<u>様式第 4 号 (第 5 条関係)</u> 省略
<u>様式第 5 号 (第 6 条関係)</u> 省略	<u>様式第 5 号 (第 6 条関係)</u> 省略
<u>様式第 6 号 (第 7 条関係)</u> 省略	<u>様式第 6 号 (第 7 条関係)</u> 省略
<u>様式第 7 号 (第 9 条関係)</u> 省略	<u>様式第 7 号 (第 9 条関係)</u> 省略
<u>様式第 8 号 (第 1 2 条関係)</u> 省略	<u>様式第 8 号 (第 1 0 条関係)</u> 省略
<u>様式第 9 号 (第 1 3 条関係)</u> 省略	<u>様式第 9 号 (第 1 3 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 0 号 (第 1 4 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 0 号 (第 1 4 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 2 号 (第 1 7 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 3 号 (第 1 7 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 4 号 (第 1 7 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 4 号 (第 1 7 条関係)</u> 省略
<u>様式第 1 5 号 (第 1 8 条関係)</u> 省略	<u>様式第 1 5 号 (第 1 8 条関係)</u> 省略
	<u>様式第 1 6 号 (第 1 9 条関係)</u> 省略

議案第 5 号

滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和41年条例第10号）第4条の規定に基づき、次のとおり滝沢市文化財調査委員の任命を行うことについて、議決を求める。

1 任命（令和7年4月1日付け）

氏名	年齢	主たる経歴	任命履歴	専門
越谷 信	66	岩手大学名誉教授、岩手大学地域防災センター客員教授	再任 ※平成29年4月1日より任命（5期目）	地質
中嶋 奈津子	59	佛教大学総合研究所特別研究員、佛教大学非常勤講師（その他詳細は別紙のとおり）	新任	民俗

（任命期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

令和7年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

滝沢市文化財調査委員である越谷信氏、松本博明氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、上記のとおり選任しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。